



水道の検針に協力ください

毎月1回、水道を使用する皆さんの自宅や事務所を検針員が訪問し、水道メーターの検針を行っています。

検針がスムーズに行われるよう、以下に協力ください。

○各地区を担当する検針員は次のとおりです。

地区	検針地区	氏名
第1区	田尻・火ノ浦・川床下・川床中・川床上・小坂牧・市来崎・脇崎・塩追	瀬戸 繁盛
第2区	山門野・加世堂・梅ノ木山	玉置ヨシエ
第3区	赤崎・山寺・山中・本町・西・矢堂・官公署	山角 耕三
第4区	野中・菅牟田・上揚・宮ノ浦	清 弘子
第5区	浦底・浦底岳・福ノ浦・桂代・三船	小田 節子
第6区	伊唐・薄井・白瀬・本浦・葛輪	冷水 澄夫
第7区	片側・御所ノ浦・湯ノ口・幣串	永田雄一郎
第8区	平尾中南・母良木・藤之元・萩之牟礼	松尾 安
第9区	口之福浦・茅屋・北方崎・浜瀬・犬鹿倉・杉ノ段	大迫由紀子
第10区	蔵之元・小浜	赤瀬 詩織
第11区	指江・城川内	山中 秀紀
第12区	川内・唐隈・広野・潟・汐見・馬込	小川 幸治

- メーター周りは検針しやすいようにきれいに管理
- メーターボックスの上に車や物を置かないこと
- メーターボックスから離れた場所で犬は飼育
- 自宅の増改築などをする際はメーターを検針しやすい場所に移動

問い合わせ先
 役場水道課水道係
 ☎(88)5664[直通]

浄化槽の法定検査が変わります

法定検査は、浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われているか、また適正に使用される浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査するものです。

不適事項があれば行政や関係者が状況を把握するとともに早期にそれを是正することを目的に行われ、知事が指定した検査機関である(公財)県環境保全協会の検査員が検査します。

検査の効率化と手数料の引き下げ

県では10人槽以下の浄化槽について4月1日から現行の浄化槽ガイドライン検査を効率化し、検査手数料を引き下げました。効率化に伴い、4年に1回の基本検査と4年に3回の採水員検査を行います。

※当初は2年に1回の検査でスタートします。

検査手数料について(一般家庭5人槽~10人槽)

	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
ガイドライン	5,000円	4,000円
採水員検査	3,000円	3,000円

(鹿児島県告示令和元年12月24日第597号)

問い合わせ先

(公財)鹿児島県環境保全協会 川薩保健所衛生・環境課
 ☎099(296)9000 ☎0996(23)3167
 鹿児島県生活排水対策室 役場水道課下水道係
 ☎099(286)3685 ☎(88)5664[直通]